



『衆議院議員総選挙』『最高裁判所 裁判官国民審査』のお知らせです。

投票日

平成29年10月22日
(日曜日)
午前7時から
午後8時まで

投票できる人

- ① 日本国民であること。
- ② 平成11年10月23日以前に生まれ、平成29年7月9日以前に一宮町に転入届けを出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方が、公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。
- ③ 平成29年7月9日以前に一宮町に転入届けを出されてから、引き続き3ヶ月以上住所を有する方が、公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。
- ④ 上記の4つの要件を満たしている人が投票できます。



投票所

- 第1投票所
一宮町中央公民館
- 1区・2区・3区・4区・5区
6区・7区・1区・7区及び宮原にお住まいの方。

- 第2投票所
東浪見コミュニティセンター
- 網田・約・枇杷畑・権現前・大村・岩切・矢畑・稲荷塚・原・新熊及び住所が一宮町東浪見地区にお住まいの方。

- 第3投票所
一宮町保健センター
- 11区・12区・13区・14区・15区
16区及び住所が一宮町東浪見地区にお住まいの方。

- 第4投票所
一宮町GSSセンター
- 8区・9区・10区・11区及び住所が一宮町東浪見地区にお住まいの方。

期日前投票
及び不在者投票

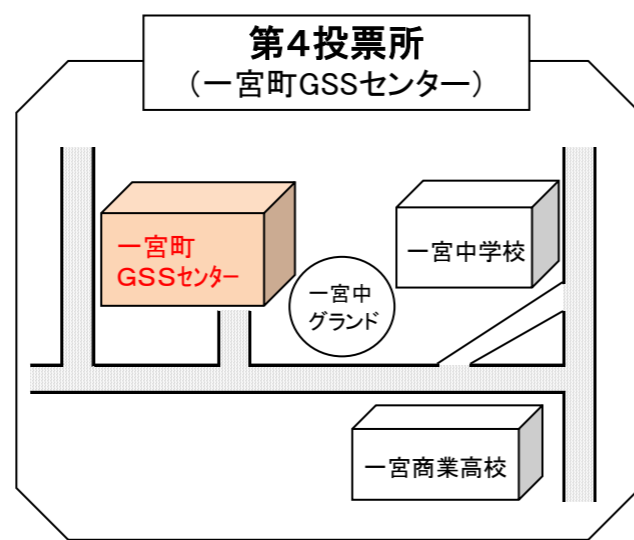
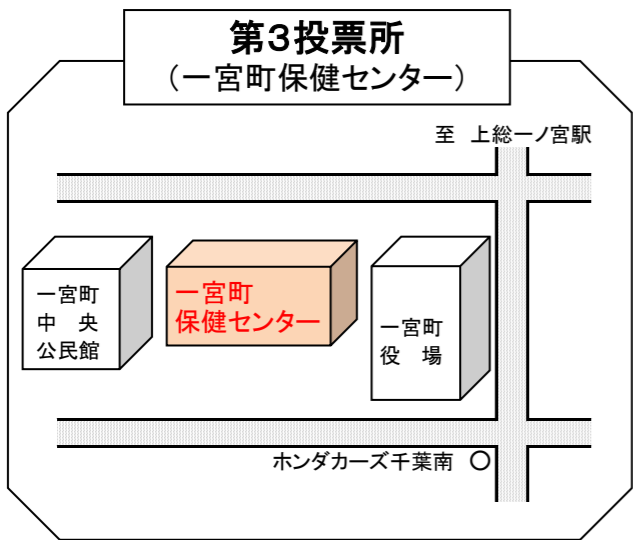
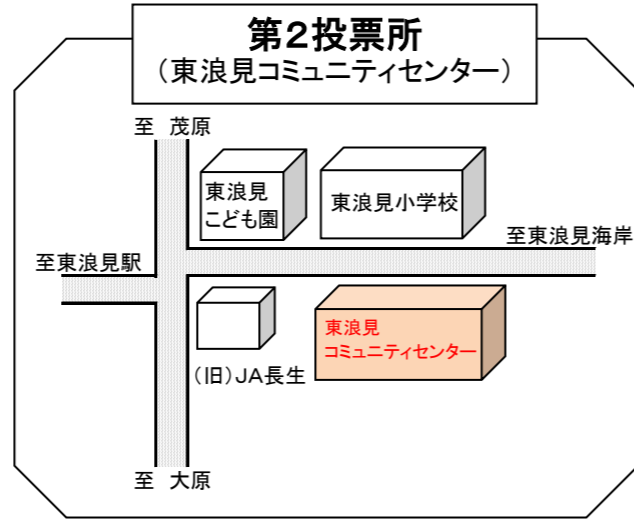
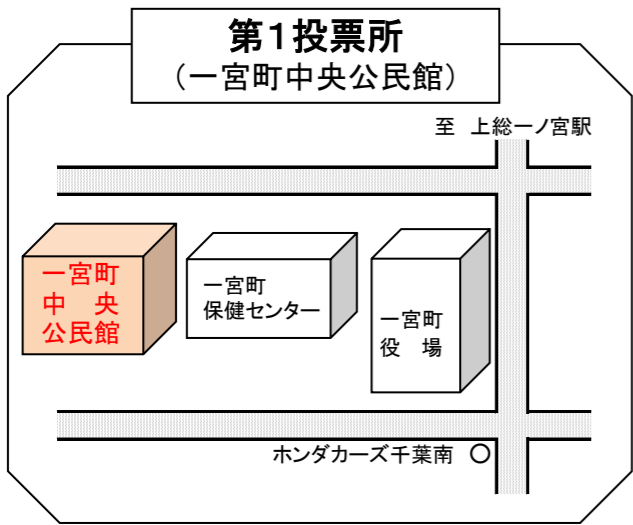
投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は、不在者投票がご利用できます。
(1) 期間
平成29年10月11日(水)から10月21日(土)まで

(2) 時間
午前8時30分から午後8時まで
(3) 場所
一宮町役場1階会議室

※投票所入場券は、お手持ちの印鑑に捺印し、投票当日の午前8時までに投票所へ持参してください。

※投票当日は、投票所へ行く際は、公共交通機関を利用する場合は、投票所へ行くまでの交通費は自己負担です。
投票所へ行く際は、公共交通機関を利用する場合は、投票所へ行くまでの交通費は自己負担です。

◎ 今回の第1投票所は、「一宮町中央公民館」ですので
ご注意ください。(一宮小学校運動会予備日のため)



投票日当日の投票所は上記のとおりです。

選挙の投票には、次の様な制度が在りますので、「ご利用ください。」

① 指定病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することができるとの制度です。

② 郵便による不在者投票制度

身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができるとの制度です。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 両下肢、体幹、または移動機能障害が1級か2級の方 ○ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、または小腸の障害が1級か3級の方 ○ 免疫の障害が1級から3級の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の方 ○ 内臓の障害にあっては特別項症から第3項症の方
③ 介護保険被保険者証をお持ちの方	○ 被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

○ この制度を利用するには、町の選挙管理委員会に対し、郵便投票証明書の交付を申請し、その交付を受けなければなりません。
○ 証明書の有効期間は次のとおりです。
第1表の①②に該当する方
交付の日から7年間
③に該当する方
認定の有効期間の末日

② GSS

郵便による不在者投票
における代理記載制度

第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合には、この制度が利用できます。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○ 上記または視覚の障害が1級の方
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○ 上記または視覚の障害が特別項症から第2項症までの方

※ ②の1及び2の制度は、全て郵便で処理するため、選挙開票の申請では間に合わない場合もあります。年間を通じていつでも申請できますので、お気軽にお問い合わせください。

③ 滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方も最寄りの選挙管理委員会での不在者投票ができます。
この場合、郵送の日数が長い場合は、お早めにお知らせください。

白ばら

一宮町選挙管理委員会
一宮町明るい選挙推進協議会
事務局：一宮町役場総務課
電話：42-2112